

条項(省令)	内容	対応	適否	
第16条	法第11条第2項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。			
	1号	火災及び盗難の防止について留意すること。	適・否	
	3号	前条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。)に貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、次のイからへまでに定めるところによること。		
		イ	建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。	適・否
		ロ	建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	適・否
		ハ	建築物の屋根の外表面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。	適・否
		ニ	建築物の内表面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。	適・否
		ホ	建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。	適・否
ヘ		建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。	適・否	
第21条	火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第8号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第8号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第11号から第13号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第8号から第13号までの規定については、この限りでない。			
	1号	火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。	適・否	
	2号	火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。	適・否	
	4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造のもの又は第4条第1項第27号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電燈以外の灯火を持ち込まないこと。	適・否	
	6号	火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。	適・否	
	10号	火薬庫に製造後1年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。	適・否	
	11号	ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ100gを水150mlに溶解し、これにアルコール1lを混入したもの)を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。	適・否	
	12号	外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。	適・否	
	13号	アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。	適・否	

条項(省令)	内容	対応	適否	
第16条	法第11条第2項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。			
	1号	火災及び盗難の防止について留意すること。	適・否	
	4号	前条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第3号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。		
		イ	設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。	適・否
		ロ	設備は、容易に持ち運びできないこと。	適・否
		ハ	設備の内面は、板張りとする。	適・否
		ニ	設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的なその機能を点検し、作動するよう維持すること。	適・否
		ホ	設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。	適・否
第21条	火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第8号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第8号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第11号から第13号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第8号から第13号までの規定については、この限りでない。			
	1号	火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。	適・否	
	2号	火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。	適・否	
	4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第4条第1項第27号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電燈以外の灯火を持ち込まないこと。	適・否	
	6号	火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。	適・否	
	10号	火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。	適・否	
	11号	ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ100gを水150mlに溶解し、これにアルコール1lを混入したもの)を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。	適・否	
	12号	外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。	適・否	
	13号	アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。	適・否	

条項(省令)	内容	対応	適否	
第16条	法第11条第2項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。			
	1号	火災及び盗難の防止について留意すること。	適・否	
	4号の2	前条第1項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。		
		イ	火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵すること。	適・否
		ロ	設備の外壁は、金属製のロッカーにあっては厚さ1.2mm以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとする。	適・否
		ハ	設備の扉は、厚さ1.6mm以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。	適・否
		ニ	設備内に棚を設け、棚は、表面を板張りとした厚さ1.2mm以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の棚の落下を防止する措置を講ずること。	適・否
		ホ	設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約200度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。	適・否
	4号	前条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第3号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。		
		ロ	設備は、容易に持ち運びできないこと。	適・否
		ハ	設備の内面は、板張りとする。	適・否
		ニ	設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。	適・否
		ホ	設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。	適・否
第21条	火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第8号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第8号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第11号から第13号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第8号から第13号までの規定については、この限りでない。			
	1号	火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。	適・否	
	2号	火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたいて積まないこと。	適・否	
	4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造のもの又は第4条第1項第27号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電燈以外の灯火を持ち込まないこと。	適・否	
	6号	火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。	適・否	
	10号	火薬庫に製造後1年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。	適・否	
	11号	ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ100gを水150mlに溶解し、これにアルコール1lを混入したもの)を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。	適・否	
	12号	外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。	適・否	
	13号	アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。	適・否	

条項(省令)	内容	対応	適否	
第16条	法第11条第2項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。			
	1号	火災及び盗難の防止について留意すること。	適・否	
	3号の2	前条第1項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びヘの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。		
		イ	建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが2.3m以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは10cm以上とすること。	適・否
		ロ	建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	適・否
		ハ	建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱(以下「収納箱」という。)を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、30cm以上とし、個装容器相互間の間隔は、15cm以上とし、空間には砂を密に充填すること。	適・否
		ニ	爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径30mm以下で爆薬を収納する部分と砂を充填する部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ15cm以上に砂を密に充填すること。	適・否
		ホ	個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、100g以下とすること。	適・否
	ヘ	建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、15cm以上とし、空間には砂を密に充填すること。	適・否	
	3号	前条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。)に貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、次のイからへまでに定めるところによること。		
ホ		建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。	適・否	
ヘ		建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。	適・否	
第21条	火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第8号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第8号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第11号から第13号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第8号から第13号までの規定については、この限りでない。			
	1号	火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。	適・否	
	2号	火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。	適・否	
	4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第4条第1項第27号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電燈以外の灯火を持ち込まないこと。	適・否	
	6号	火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。	適・否	
	10号	火薬庫に製造後1年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。	適・否	
	11号	ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ100gを水150mlに溶解し、これにアルコール1lを混入したもの)を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。	適・否	
	12号	外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。	適・否	
	13号	アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。	適・否	

条項(省令)	内容	対応	適否	
第16条	法第11条第2項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。			
	1号	火災及び盗難の防止について留意すること。	適・否	
	2号	前条第1項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。		
		イ	周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあっては床は、厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ20cm以上の補強コンクリートブロック造りとする。	適・否
	ロ	入口の扉は、厚さ0.6mm以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。	適・否	
	ハ	窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。	適・否	
ニ	自動消火設備を設けること。	適・否		
第21条	火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第8号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第8号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第11号から第13号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第8号から第13号までの規定については、この限りでない。			
	1号	火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。	適・否	
	2号	火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。	適・否	
	4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第4条第1項第27号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電燈以外の灯火を持ち込まないこと。	適・否	
	6号	火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。	適・否	
	10号	火薬庫に製造後1年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。	適・否	
	11号	ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ100gを水150mlに溶解し、これにアルコール1lを混入したもの)を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。	適・否	
	12号	外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。	適・否	
	13号	アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。	適・否	

条項(省令)	内容	対応	適否
第16条	法第11条第2項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。		
1号	火災及び盗難の防止について留意すること。		適・否
第21条	火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第8号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第8号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第11号から第13号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第8号から第13号までの規定については、この限りでない。		
1号	火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。		適・否
2号	火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。		適・否
4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第4条第1項第27号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電燈以外の灯火を持ち込まないこと。		適・否
6号	火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。		適・否
10号	火薬庫に製造後1年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。		適・否
11号	ダイナマイトの貯蔵中薬包から二硝酸グリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ100gを水150mlに溶解し、これにアルコール1lを混入したもの)を注いで二硝酸グリセリンを分解し、布片でふきとること。		適・否
12号	外装容器から二硝酸グリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。		適・否
13号	アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否
第16条	法第11条第2項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。		
	1号 火災及び盗難の防止について留意すること。		適・否
	5号 前条第1項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、堅固な設備に収納し施錠すること。		適・否
第21条	火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第8号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第8号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第11号から第13号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第8号から第13号までの規定については、この限りでない。		
	1号 火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。		適・否
	2号 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。		適・否
	4号 火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第4条第1項第27号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電燈以外の灯火を持ち込まないこと。		適・否
	6号 火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。		適・否
	10号 火薬庫に製造後1年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。		適・否
	11号 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ100gを水150mlに溶解し、これにアルコール1lを混入したもの)を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。		適・否
	12号 外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。		適・否
	13号 アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。		適・否

火薬類取締法施行規則関係例示基準(貯蔵)

条項	内容	対応	適否
第16条			
3号	<p>施行規則第16条第3号ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</p> <p>1. 扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.2 外扉の基準に適合し、厚さ2mm以上の鉄板を使用した扉とすること。</p> <p>2. 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。</p>		適・否
3号	<p>施行規則第16条第3号ホに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは、次の基準によるものとする。</p> <p>1. 施行規則第15条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。)に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)[施行規則第16条第3号]、施行規則第15条第1項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合[施行規則第16条第3号の2]については、次の基準によること。</p> <p>イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置(装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあっては、警鳴装置に限る。)を設置すること。</p>		適・否
3号の2	<p>施行規則第16条第3号の2ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</p> <p>1. 扉は、厚さ4.5mm以上の鉄板を使用した扉とすること。</p> <p>2. 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。</p>		適・否
4号	<p>施行規則第16条第4号イに規定する設備の扉の盗難を防止するための措置とは次の基準によることとする。</p> <p>1. 設備の扉には、錠を使用すること。</p>		適・否
4号	<p>施行規則第16条第4号ニに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは次の基準によることとする。</p> <p>1. 施行規則第15条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)[施行規則第16条第4号]、施行規則第15条第1項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合[施行規則第16条第4号の2]については、次の基準によること。</p> <p>イ 設備の扉には、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置(装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあっては、警鳴装置に限る。)を設置すること。</p>		適・否

条項(省令)	内容	対応	適否	
第16条	法第11条第2項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第21条第1項第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号から第13号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。			
	1号	火災及び盗難の防止について留意すること。	適・否	
	2号	前条第1項の表(6)(イ)の規定によりがん具煙火を貯蔵する場合には、次に掲げるところによる場所においてすること。		
		イ	周囲の壁及び天井並びに建築物の二階以上に設ける場合にあっては床は、厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート造り又は厚さ20cm以上の補強コンクリートブロック造りとすること。	適・否
		ロ	入口の扉は、厚さ0.6mm以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とすること。	適・否
		ハ	窓、通気孔及び換気孔は、設けないこと。	適・否
		ニ	自動消火設備を設けること。	適・否
	3号	前条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。)に貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、次のイからへまでに定めるところによること。		
		イ	建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。	適・否
		ロ	建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	適・否
ハ		建築物の屋根の外表面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。	適・否	
ニ		建築物の内表面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。	適・否	
ホ		建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。	適・否	
ヘ		建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。	適・否	
3号の2	前条第1項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。			
	イ	建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが2.3m以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは10cm以上とすること。	適・否	
	ロ	建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	適・否	
	ハ	建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱(以下「収納箱」という。)を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、30cm以上とし、個装容器相互間隔は、15cm以上とし、空間には砂を密に充填すること。	適・否	

条項(省令)	内容	対応	適否
二 ホ へ	爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径30mm以下で爆薬を収納する部分と砂を充填する部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ15cm以上に砂を密に充填すること。		適・否
	個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、100g以下とすること。		適・否
	建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、15cm以上とし、空間には砂を密に充填すること。		適・否
4号	前条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第3号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。		
	イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。		適・否
	ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。		適・否
	ハ 設備の内面は、板張りとする。		適・否
	ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。		適・否
	ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。		適・否
	4号の2	前条第1項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。	
イ	火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵すること。		適・否
ロ	設備の外壁は、金属製のロッカーにあっては厚さ1.2mm以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとする。		適・否
ハ	設備の扉は、厚さ1.6mm以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防ぎ得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。		適・否
ニ	設備内に柵を設け、柵は、表面を板張りとした厚さ1.2mm以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の柵の落下を防止する措置を講ずること。		適・否
ホ	設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約200度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。		適・否
5号	前条第1項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、堅固な設備に収納し施錠すること。		適・否
第21条	火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第8号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第8号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第11号から第13号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第8号から第13号までの規定については、この限りでない。		

条項(省令)	内容	対応	適否
1号	火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。		適・否
2号	火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。		適・否
4号	火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であって火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第4条第1項第27号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電燈以外の灯火を持ち込まないこと。		適・否
6号	火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。		適・否
10号	火薬庫に製造後1年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。		適・否
11号	ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ100gを水150mlに溶解し、これにアルコール1lを混入したもの)を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。		適・否
12号	外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。		適・否
13号	アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。		適・否